

7. 有識者会議（ガイドライン策定とデータ標準化）

7. 1 事業背景と目的

スマート水産業を推進するにあたり、水産データの活用は最重要である。水産分野で用いられるデータについては、これまでは、各業務目的で収集し、利用されるだけのものが中心であり、いわば「一次利用型」のケースが大半であった。スマート水産業においては、元々他の業務目的で収集されたデータについても、収集し、加工を行うことが求められるもので、いわゆる「二次利用型」のものが中心となる。

二次利用型のデータ利用においては、データの提供者とデータの利用者が必ずしも一致しない。例えば企業が漁業者からデータの提供を受けて、これを企業がサービス開発に用いるなどのケースが想定される。

このような場合には現状、下記のような課題がある。

- ・データ提供においては、提供者と受領者の間でデータ提供関係に関する取り決めを行うべきであるが、実務的にこの点について、これまで明瞭に定めていないケースが大半である。
- ・データ提供において、提供する漁業者の利益やプライバシー保護などを十分に行わないと、データ提供者である漁業者の協力が得られず、結果としてデータ収集も進まない。
- ・データ連携においては、データ提供者とデータ受領者の1対1となるケースもあるが、プラットフォームを利用した1対N型のケースも存在する。この場合に、個々に取決めの内容や交換方法などを決定するのは不効率であるため、何らかのルールが必要である。
- ・データの内容においては、利用者を限定する要請が生じるため、データ連携においても、そのための利用者管理が重要であるが、利用者関係に必要な利害関係の整理ができていない。

本業務では上記の課題に対する検討を行うため、令和2年度に引き続き、有識者による協議会(有識者協議会)を設置し、検討に必要な資料の作成を行った。

7. 2 データ連携を適切に行う環境整備に必要な事項の検討における論点

7. 2. 1 ガイドライン案の検討

(1) ガイドライン案の概要

今年度は、令和2年度に策定したガイドラインの骨子案を基に、ガイドライン案を策定した。

ガイドライン案の目次については、表7-1に示す。骨子からの変更点としては、ガイドライン全体の位置づけやアウトラインの確認を容易にするため、「はじめに」を設けて、ガイドラインの目的、対象、構成等の概要について示した。

表7-1 ガイドライン案の目次

はじめに（本ガイドラインの目的）

1. 本ガイドラインの目的
2. 本ガイドラインの想定読者と読み方
 - (1) ガイドラインの想定利用者
 - (2) 本ガイドラインの構成
 - (3) 本ガイドラインで用いる用語
 - (4) 本ガイドラインの読み方

第1. 総論

1. 水産分野でのデータ利活用の意義（スマート水産業推進のために）
 - (1) 水産分野におけるデータ活用の意義
 - (2) 水産分野におけるデータ利活用の例
2. 利活用促進のための利用ルールの必要性（生産者等が安心してデータ提供するために）
 - (1) 分野共通の観点からのデータ利活用に関する取決めの必要性
 - (2) 水産分野におけるデータ利活用に関する取決めの必要性
3. 本ガイドラインで対象とするデータ、利用場面
 - (1) 本ガイドラインが対象とするデータ
 - (2) データの利用場面
4. 本ガイドラインで想定する当事者
5. 他のガイドラインとの適用関係

第2. 水産分野のデータ提供における基本的事項

1. データ利用関係に基づく取決めの目的
 - (1) データの利用関係の取決めの現状
 - (2) 取決めの具体例・取扱いデータ
2. データ利用関係における提供データの流れの整理
3. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点
 - (1) 漁協・産地市場へのデータ提供・創出
 - (2) 民間事業者への委託のための提供
 - (3) 提供先での独自利用のための提供
 - (4) 提供先での独自利用のための提供（再提供）
 - (5) 漁業者からの独自提供

第3. 水産分野におけるデータの取扱いに関する特徴

1. 水産分野におけるデータの特徴
 - (1) 漁業に係るノウハウの多くが法律上権利化されていない
 - (2) 漁業者の多くが個人であるため、活用されるデータの内容や状況に

	よっては、個人情報や個人事業主としてのデータとして取り扱う場合がある (3) 漁業協同組合を経由してデータ提供がなされるケースが多い (4) 信頼関係に基づく当事者間に限った利用関係が多い (5) 水産政策上用いられるデータ提供の要請が大きい 2. 水産分野におけるデータ利用関係のルールの方針 (1) 水産分野におけるデータの特徴を踏まえた利用ルール (2) 他のガイドラインを踏まえた水産分野における利用関係に関するルール
第 4.	データ利活用に関するモデル契約書におけるポイント 1. モデル契約書の提示方針 (1) モデル契約書のポイントの提示方針 (2) タームシートの添付 2. 生産者等が提供するデータの利活用場面におけるモデル契約 (1) 生産者等が締結するデータ提供に係る契約 3. モデル契約ひな型 (1) データ等提供契約

(2) ガイドライン案の内容等

ガイドライン案の内容については、令和 2 年度議論した内容をベースにしており、大きな変更は発生していない。

今年度の作業は、ガイドライン案が想定するスマート水産業について、先進的なサービスを実施している事業者や JV における団体等へのヒアリングを通じて、ガイドラインの記載に関する実効性などを確認した。

7. 2. 2 パブリックコメント支援業務

(1) パブリックコメント案

第 10 回協議会までの議論の結果を踏まえて、ガイドラインのパブリックコメント案を作成した。

(2) パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、水産庁より下記のとおり実施した

期間：2022 年 2 月 25 日～3 月 26 日

意見数：のべ 19 件（すべて個人）

- (3) パブリックコメントを踏まえた対応
パブリックコメントとその対応の概要を表 7-2 に示す。

表 7-2 パブリックコメントの主な意見内容と対応

主なご意見	対応
契約のひな型にある「関連会社」の記載について、財務諸表等規則などを踏まえた定義とすべき。	ご指摘を踏まえ、財務諸表等規則に則り、「関連会社」を「関係会社」に修正し、根拠規定を示した。
合併等の特定承継により、データ提供者が意図しなかった者へのデータ提供がなされる可能性があるため、留意点を付すべき。	ご指摘を踏まえて、特定承継に伴うデータの提供に関して、留意点を示した。
その他軽微な表現、誤字に関する指摘	ご指摘を踏まえて対応した。

- (4) パブリックコメントを踏まえたガイドライン案
パブリックコメントを踏まえたガイドラインは、別添のとおり。

7. 2. 3 データ連携を行う環境を整備していく上で必要となる規約等のあり方の検討

本事業では、令和 2 年度事業に引き続き、データ連携を行う環境を整備するために必要なデータの標準化等について、検討を行った。

(1) 利用目的に応じたデータ変換の考え方

水産分野のデータについては、令和 2 年度には、提供者、利用者の利用目的などに応じた整理を行ってきた。今年度は、水産物に関するデータの利用場面について、改めて整理し、その中でデータ項目の標準化の必要性を整理した。

その一例を図 7-1 に示す。例えば、産地で創出された情報を流通段階等においても利用するためには、流通を円滑にすることが求められ、「産地情報を活用したバリューチェーン」の構築などでは、水産物に関するデータの標準化が有効であるとされている。

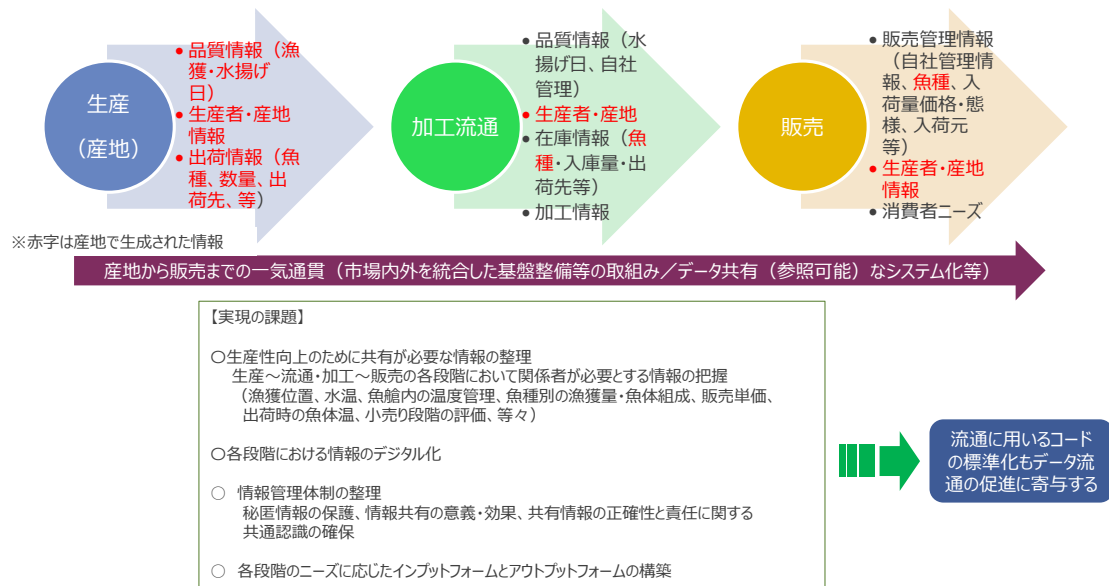


図 7 - 1 流通場面における利用を視野に入れた標準化の必要性

また令和 2 年度の検討を踏まえて、具体的に標準化を検討する項目と、その進め方について整理した。水産分野で取扱われるデータ項目のうち、魚種コードと漁業種類コードは地域によって多様性が大きいものの、現在、標準化のための取り組みが進められており、今後、これらの検討成果を踏まえて、コードの標準化を進めるのが効率的と考えられる。

それ以外のデータ項目については、これまで TAC コードや Frersco コードでコード化が進んでいることから、これらをベースに標準化のための課題を整理し、標準化することが望ましい。(図 7 - 2)

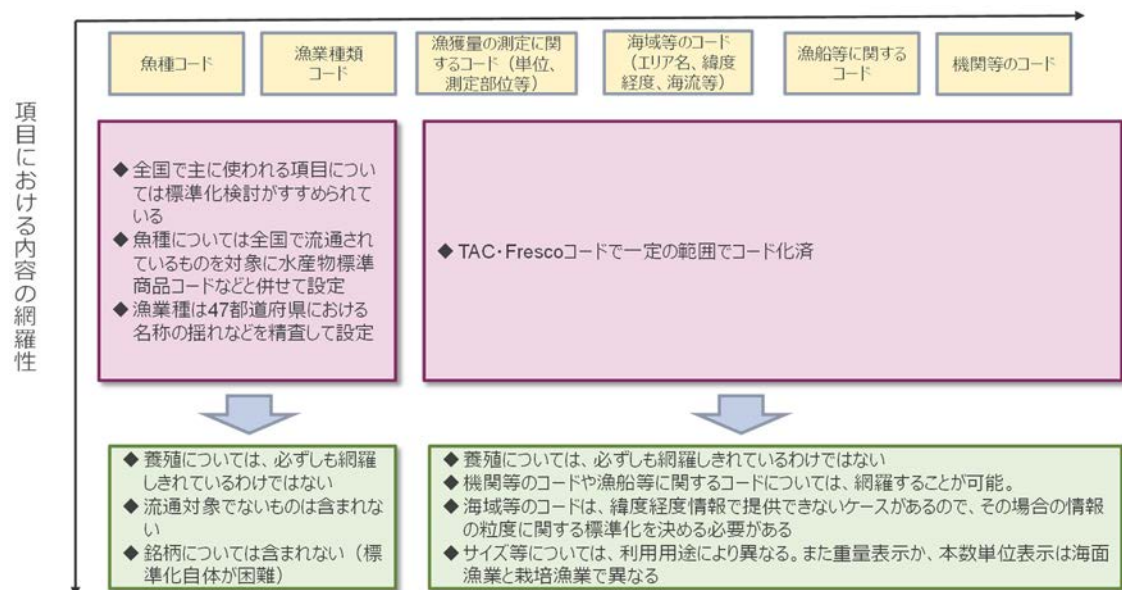


図 7 - 2 データ項目に応じた標準化の進め方

(2) スマートブイ・ネットワークの議論

スマート水産業の取組みの一つとして、スマート水産海洋情報ネットワークの取組みがある。この取組みは、ブイ等の直接観測による環境情報についてのデータの共有を目指すもので、海洋環境データとして一般的に使われている項目を参照しての標準化が実施されたものである。ブイについては、現状、メーカーごとにファイル形式・書式・送信方法等が異なっており、広く多くの事業者に対してデータの共有がなされていない。これを踏まえ、全国的なブイ等の環境データを収集し、閲覧者がデータをいつでも統一した形式で閲覧できるようにすることを目指している。多くの事業者からデータを収集・連携し、データの利活用促進をすすめ、その価値を高めることを目的としている。

事業の概要は図7-3に示す。

事業の背景
- ブイ等の直接観測による環境情報については、広く多くの事業者に対してデータの共有がなされていない。 - これは、その事業者自身が、養殖業・定置網漁業等、その事業目的でデータを管理しているためである。 - そのため、局所的または地域的なデータ利用にとどまっており、広域でのデータ利用が進んでいない。 - この背景として、メーカーごとにファイル形式・書式・送信方法等が異なっていることが挙げられる。
事業の目的
- 漁海況情報など、時空間的な実測データを収集・提供し、さらに、衛星データや漁獲データ等を組み合わせることで、資源管理等のための利活用、更にはより高度な漁場予測や漁獲予測、が期待される。 - データはリアルタイムに扱い、その公開範囲を事業者ならびに利用者によって指定可能なものとする。 - 利用者はその公開範囲において、必要な時間や空間を選択し、データをいつでも統一した形式で取得できる。 - このようなスマート水産海洋情報ネットワークを構築することで、多くの事業者からデータを収集し連携するデータの利活用促進をすすめ、その価値を高めることを目的とする。
事業の内容
- 全国的なブイ等の環境データ収集と、漁場位置や漁獲データなど操業および水揚情報を収集する機能を備えた、スマート水産海洋情報ネットワークを構築する。 全国的なブイ等の環境データを収集する。 - 漁場位置や漁獲データなど操業および水揚情報を収集する。

図7-3 スマートブイ・ネットワーク事業の概要

スマートブイ・ネットワーク事業では、既存データの変換については、メール等によるデータ連携も可能であり、各データ提供者のデータコードの差異は、スマート水産海洋情報ネットワーク側で変換・統一を行った。各システムのデータは、国際的に標準化が進んだコードに変換されてスマート水産海洋情報ネットワークに格納される仕組みとなっている（図7-4）。

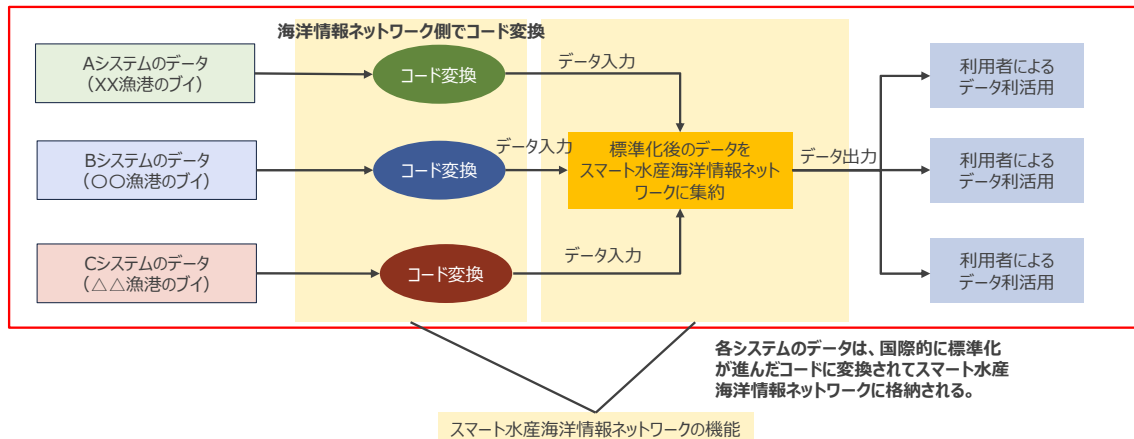


図 7-4 スマートブイ・ネットワーク事業におけるコード変換のイメージ

なお参考として、スマートブイ・ネットワーク事業のデータ交換で用いるネットワーク機能や API 等の機能の概要を図 7-5 に示す。

認証関連の機能	
ゲートウェイ (GW)	- 利用者ごとに識別可能な符号であるIDを設定する機能。 ➢ 利用者は、ゲートウェイ (GW) を通過しない限りデータを取得できない。 ➢ 利用者に対し使用範囲を設定し、その使用範囲でのみデータを取得できるようにする
データ関連の機能	
マスター機能	- ブイの観測項目や、観測場所等を記録する機能。 ➢ マスター項目として持つことにより、個々の観測データにこれらのデータを持つ必要がなくなることから、保存の際のデータ量を減らすことができる。また、データの共通化が可能である。 ➢ データ取得の「水産業データ連携API」では、マスター項目と観測結果を紐づけて取得できるようなAPIを用意する。
スマートブイネットワーク	- ブイの観測データを受信し、保存できる機能。 ➢ メールやFTP、HTTP など、送信方法に対応する。 ➢ ブイ等の環境データの形式は、メーカーごとに異なっており、測定項目も異なっている。その形式ごとにデータ変換し、観測項目や記載形式の違いを変換および吸収できるようにする。 ➢ データ項目が増えた場合も、マスター項目追加と簡単なデータ変換機能の改修で、項目追加ができる仕組みを整備する。

図 7-5 スマートブイ・ネットワーク事業で用いるネットワーク等の概要

7. 3 有識者協議会の設置・運営

7. 3. 1 有識者協議会の設置

有識者協議会は、主に 7. 2 で示す論点の検討を行うために設置した。

本業務では、「スマート水産業」の推進に向けて、2019 年度に開催された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」（有識者会議）における検討内容のとりまとめ¹を踏まえ、水産業関係データの標準化や、データポリシーの在り方等の論点について、「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」（以下、「有識者協議会」）を設置し検討を実施した。会合は令和 2 年度事業に引き続き設置した。

有識者会議は令和 2 年度事業に引き続く形で設置した。協議会の構成員は以下のメンバーを想定する（表 7-3、7-4）。人数は 5～6 名程度を想定した。

表 7-3 有識者協議会において想定される構成員の概要

構成員の属性	人数	備考
主に水産分野におけるデータやノウハウなどに関する学識経験者	1-2 名	水産分野におけるデータ連携のあり方に関する知見を踏まえた議論を頂けることを想定
データ提供を行う主体(漁業者等)に関する業界団体	1-2 名	漁業者などデータ提供を行う主体から見た利害関係や留意点などの発言を頂き、議論頂くことを想定
水産分野におけるデータの利用を行う企業関係者・研究機関	1-2 名	データ連携により利用ニーズのある企業や研究機関において、提供に関する要望等の議論を頂くことを想定
法律専門職(弁護士等)	1-2 名	規約等における法的な助言やビジネス的な観点からの助言、規約作成支援などの観点から議論いただくことを想定

表 7-4 個別に出席をオブザーバとして要請する際の専門家の例

- ・プラットフォームのセキュリティなどに関する専門家
- ・水産データの連携事例に関する専門家
- ・他のプラットフォーム等における運営団体等

7. 3. 2 有識者協議会の運営

有識者協議会の運営を表 7-5 エラー! 参照元が見つかりません。に示す。第 1 回のみ「PJ 開始時」に示す業務が発生することを想定する。

¹ 同とりまとめにおいては、スマート水産業を推進するにあたり、安心してデータを利活用することを可能とするためにデータポリシーの確立や、データを様々な場面で利活用するためのデータ標準化の必要性について言及されている。

表 7-5 有識者協議会の運営の流れ・内容

実施時期		中分類	補足説明
協議会準備	PJ 開始時	委員委嘱	委員候補の協議、委員への打診、委嘱・謝金支払のための手続き
	1 か月～1 か月半前	日程調整及び会場調整等	協議会開催に係る日程調整及び開催会場の調整
	2 週間～3 週間前	事務局資料作成	各協議会議題に関連するアジェンダ、当該テーマに関わる一般的な文献調査、ヒヤリング結果等の資料作成
	2 週間～3 週間前	委員への説明・発表等依頼	各回議題の討議内容につき事前説明(事務局資料持参)、委員への発表の依頼
	3 週間前	各種連絡	開催時間・会場・アジェンダその他連絡
	2 週間前	貴省意識合わせ	協議会の進め方、事務局資料、発表内容(想定)等につき意識合わせを行う
	1～2 週間前	座長事前説明	協議会座長宛に、当日のアジェンダと想定される発表内容等につき事前レクを行う
	1～2 週間前	協議会資料事前共有	協議会資料の事前共有
	1 週間前	出席確認・席次その他調整	各回参加可否の確認
	事前セット(前日まで)、当日	会場設営・資料印刷配布	協議会議事次第、席次表、各回資料を印刷・配布する。名立て、飲み物を用意する。 座長への再確認を行う
協議会後事務	～1 週間後	議事録作成・議事要旨作成	各協議会開催後、会議議事録(発言録)及び議事要旨を作成する
	～1 週間	追加資料・議事録共有	事前送付できなかった資料及び議事録・議事要旨の共有
	～1 か月	謝金・旅費支払	経路確認の上、謝金・旅費の支払処理の実施

(1) 業務の概要

本業務では、「スマート水産業」の推進に向けて、2019 年度に開催された「水産業の明日を拓くスマート水産業研究会」(有識者会議)における検討内容のとりまとめを踏まえ、水産業関係データの標準化や、データポリシーの在り方等の論点について、「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」(以下、「有識者協議会」)を

設置し検討を実施した。会合は令和２年度事業に引き続き設置した。

(２) 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の構成

有識者協議会は、表７－６に示す者から構成した（令和３年度にはと軽視構成員を追加）。

表７－６ 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会委員

分類	氏名（敬称略）	所属・役職等
主査	宮下 和士	北海道大学 教授
構成員 （五十音順）	大友 俊一	株式会社 SJC 常務取締役
	小林 憲一	静岡県水産・海洋技術研究所 資源海洋科長
	寺澤 幸裕	モリソン・フォースター法律事務所 弁護士
	渡慶次 力	福井県立大学 海洋生物資源学部 准教授
	三浦 秀樹	全国漁業協同組合連合会 常務理事
オブザーバ	内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室	
	農林水産省 情報統括責任者（CIO）補佐官	
	農林水産省 食料産業局 知的財産課	
	水産庁 漁政部 加工流通課	
	水産庁 増殖推進部 漁場資源課	
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構	
	一般社団法人 漁業情報サービスセンター	
	株式会社エイム	
	富山市	
	日本事務器 株式会社	
	公立はこだて未来大学	

(３) 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会の開催概要

有識者協議会は、主に以下３点に係る検討を行うことを目的として表 7-7 のとおり開催した。

- (１) スマート水産業において想定されるデータの連携及びそのためのルール等の検討
- (２) データ連携を行うためのデータ標準化の検討
- (３) その他、上記の検討に必要な対応に関する検討

なお、有識者会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、全て web 会議形式（Zoom）により開催した。

表 7-7 水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会 開催概要

回	開催日時（開催場所）	主な議事
第 5 回	令和 3 年 6 月 8 日（火） 14:00-16:00 （Web 会議開催）	(1) 今年度の実施方針 (2) 水産分野におけるガイドライン策定に向けての実施方針 (3) 標準化作成に向けた検討方針 (4) その他（今後の予定ほか）
第 6 回	令和 3 年 9 月 1 7 日（金） 10:00-12:00 （Web 会議開催）	(1) 新規委員の紹介 (2) ガイドライン策定スケジュールの変更 (3) 前回の振り返り (4) ガイドライン案（前半）のご説明 (5) ヒアリング結果の報告 (6) その他（今後の予定ほか）
第 7 回	令和 3 年 1 0 月 2 9 日 （金） 10:00-12:00 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) ガイドライン案（後半）のご説明 (3) その他（今後の予定ほか）
第 8 回	令和 3 年 1 2 月 3 日（金） 13:00-15:00 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) ガイドライン案のご説明 (3) その他（今後の予定ほか）
第 9 回	和 3 年 1 2 月 2 0 日（月） 14:00-16:00 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) ガイドライン案修正部分のご説明 (3) ガイドライン案に対するご意見 (4) その他（今後の予定ほか）
第 10 回	令和 4 年 1 月 2 5 日（火） 11:00-12:30 （Web 会議開催）	(1) 前回の振り返り (2) ガイドライン案の変更点のご説明 (3) 標準化について (4) その他（今後の予定ほか）

（４）水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会における議論の概要

有識者協議会（第 5 回～第 10 回）において委員等から出された主なご意見、及び、それらを踏まえた対応方向について以下に示す。

① 第5回有識者協議会

第5回有識者協議会では、令和2年度事業に引き続き「データ利活用のためのルールの検討」及びデータ標準化について議論を行った。このうち、前者（データ利活用）については、ガイドライン策定に向けた進め方、後者（データ標準化）については、標準化について優先的に検討すべき対象について、それぞれ委員等からご意見をいただいた。

表 7-8 第5回有識者協議会 意見概要【データ利活用関係】

	第5回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
関係者 ヒアリング	・ 丁寧に生産現場の声を聴いてほしい。	・ 現場の意見をガイドラインに反映させる。
ガイドラインの内容	・ 現場のデータを集めて活用する事例があると紹介しやすい。 ・ ユースケースを充実させるとわかりやすくよい。 ・ ヒアリングで「どのようなデータ項目について」「どのような当事者と」「どのような利用目的で」共有・提供されるのかについて多くの情報を得てほしい。 ・ 漁業者のノウハウ等の知財を保護できるよう整理を行うべきである。その際、この整理が漁業者の不利益にならないようにしてほしい。 ・ 養殖でも、高い技術を横展開していくため、ノウハウの権利化が重要な論点と認識している。 ・ 養殖については、農業の中でも畜産を参考にしながら、養殖の特殊性を組み込んでいくことになる。	・ データ利活用のユースケースの情報を充実させる。 ・ ヒアリング・事例調査において、データ項目、当事者利用目的について情報収集する。 ・ 漁業者のノウハウ等に関するもののうち、権利として保護されないものについては契約で保護する方向で整理する。漁業者の不利益にならないよう留意する。 ・ 養殖については、農業ガイドライン等を参考にしつつ、養殖の特殊性を組み込む形で整理する。
ガイドラインのまとめ方	・ 漁業者にとって分かりやすいものになるようにしてほしい。 ・ ガイドラインを使ってもらえる観点において、画像や動画は重要である。現地取材の必要性について検討すべきである。 ・ 公表後についても、動画による啓発資料を	・ 漁業者にとって分かりやすく、使ってもらえるガイドラインとなるよう、画像・動画を盛り込む等工夫する。 ・ 小規模・零細漁業者の観点にも配慮する。

	作る等、改善の取組を続けていくことが重要である。 ・ 小規模漁協・零細漁業者でも活用できるものとしてほしい。	
--	---	--

表 7-9 第 5 回有識者協議会 意見概要【データ標準化関係】

	第 5 回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
利用目的を踏まえた対応	・ 既存コードは目的が異なるため、「何にでも使える」標準化は難しい。ニーズの高いところを中心に整理してほしい。 ・ 拡張性に配慮しつつまずは資源評価目的から整理したい。 ・ 利用目的別の説明資料が 2、3 種類あると、それぞれの立場の方にとって使いやすくなる。 ・ ステークホルダーの視点によってイメージが変わるため、理解が促進される資料をまとめたい。	・ 既存コードの目的の違いに留意しつつ、まずは優先度の観点から、資源評価目的を中心に、標準化の整理を進めていく。 ・ 資料化において、利用目的に応じた整理を行うことで、関係者の理解が促進されるよう考慮する。
現場の負担への配慮	・ データの発生起点である水産現場は重要である。現場の過度な負担にならないコードとなるようお願いしたい。 ・ 同じデータを何度も出すのではなく、使えるところは使うような一元的なシステムを構築してほしい。	・ 標準化コードは、データの変換等により、現場の少ない負担で効率的にデータを集約・利活用できるようにする方向で検討する。
データのスピード感／関連事業との連携	・ 川上から川下への情報提供の流れでは、スピード感が異なる。TAC から IQ 化の観点ではデータのスピード化が重要。 ・ 水産庁のデジタル化推進事業でも、即時性を重視した取組を進めている。同事業で作成する変換テーブルの扱いやその提供についても、本協議会と連携して進めたい。 ・ 国の取組の全体像を把握し理解を進める観点から、次回協議会で、国の取組に関する説明の機会があるとよい。	・ スマート水産業推進に向けた全体の流れの中で、関係施策と連携して検討を進めていく。 ・ 水産庁の取組について、本協議会でも紹介し、共通理解を図る。

② 第6回有識者協議会

第6回有識者協議会では、まず、前回有識者協議会（第1回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った。

表 7-10 第6回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向【データ利活用関係】

	第6回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
目的	- 冒頭に「ガイドラインの目的・概要」を記載し、その次に意義という流れだと、ガイドラインを読むかの判断に繋がる。 - 最初に目指すべき水産業の未来像を示し、その実現のためにデータ利活用が必要、という流れがよい。 - データは営業秘密に該当しない限り保護されない。何が当事者にとって公平で保護されるのかを明確にしたい。 - スマート水産業の推進においては、資源評価・管理への取組と、成長産業化とを両輪として進めることが重要。	- ガイドラインの冒頭に、目的と概要（目指すべきスマート水産業の未来像と、その実現のためのデータ利活用の必要性、ガイドラインの位置付け）を記載。 - ガイドラインにおいて、当事者にとって保護される点、留意すべき点などについて明確に記載する。
用語・場面の整理	「利用」は①業務遂行にあたってのデータの利用と②受託者の独自の利用目的での利用とを明確に記載すべき。 「漁獲成績報告」は「行政報告」を意味することが多いため、行政報告に関する説明と分けて整理したい。	2つの「利用」について明確に分けて整理する。 - 利用場面の用語の整理とともに、行政報告に関する説明と分けて整理する。
データ項目の明示	- 情報を誰から誰に渡すときに、どのようなデータ項目が想定されているかが分かるようにしてほしい。 - 提供すべきデータについてガイドラインで示せると、現場の不安が少なくなるだろう。	データの流れの中で、具体的にどのようなデータ項目のやりとりが想定されるかについても分かるように整理する。

ガイドラインのまとめ方	- 資料を見てシステム設計に反映できるようにまとめてほしい。 - 使いやすい工夫も検討してほしい。 - 規制面よりもデータの「活用」の方向でまとめてほしい。 - 現場関係者に丁寧に説明し取り残さないようにしてほしい。	- 漁業者にとって分かりやすく、使いやすいガイドラインとなるよう工夫する。 - ガイドラインの作成・周知において、現場との意見交換を丁寧に行う。
-------------	---	---

③ 第7回有識者協議会

第7回有識者協議会では、まず、前回有識者協議会（第6回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った。

表 7-11 第7回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向

	第7回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
メリットの明示	データ利活用による漁業者のメリットも追記してほしい。	データ提供者のポジティブな面について追記する。
委託を受けた第三者	委託を受けたシステム構築等の企業（第三者）との関係がどう位置付けられるのかに関心がある。	委託を受けたベンダーの独自利用の有無、個人情報の取扱い、データの提供関係等について整理する。
契約等による保護と営業秘密による保護	- 切り分けが難しいが、不利益にならないよう組み合わせた対応が必要。 - 財としての性格に注目して整理してはどうか。	営業秘密に当たる場合と当たらない場合があること、営業秘密と契約等による保護とを組み合わせ、データ提供者を保護できるよう、記載を整理する。
現場（漁協）の負担	大きな負担がかかっている漁協に対して、同意書の取得等の負担が単純増となるのは受け入れられない。	オプトアウト方式により負担を回避している事例をガイドラインで紹介することなどを含めて検討する。
論点別留意事項	- 既存統計では、操業者の特定が想定される場合の配慮を行っているので、参照の上留意点を統一すべき。 - 公設水試と都道府県条例との関係を追記すべき。	- 操業者を容易に特定しやすい場合に関する、既存統計の配慮事項を確認し、留意点を統一する。 - 公設水試と都道府県条例との関係を追記する。
養殖	秘匿性が高い観点はあるが、積極的にデータを開示することにより、効率的な養殖を実現する面もあるのでは。	今年度ガイドライン初版は海面漁業を中心に取りまとめ、養殖に関しては改訂版で充実させる。

ガイドラインのまとめ方	- ダイジェスト版やひな型記載事項の工夫を検討したい。 - 全般的に文字量が多い。 - 具体の項目の前にフローチャートを示すと分かりやすい。 - 経産省・農業分野ガイドラインについては、コラムでポイントを簡単に示すと理解しやすい。 - 利用目的（行政への報告と、民一民の経済利用）で分けて整理すると受け入れやすい。	- 分かりやすく、使いやすいガイドラインとなるよう、ガイドライン・ひな型の記載内容・見せ方の工夫や、別途、概要版資料の作成等について検討する。 - 先行する経産省・農業分野ガイドラインについては、コラムで概要を簡単に記載する。 - 今年度ガイドライン初版は主に民一民の契約に関する内容に絞り、行政への報告は改訂版で充実させる。
-------------	---	---

④ 有識者協議会（第8回）

有識者協議会（第8回）では、まず、前回有識者協議会（第7回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った。

表 7-12 第8回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向

	第8回協議会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
目的	- 現在よりも良いもの（ゼロをプラス）を目指す方向性が見える書き方にすべきである。 - 漁協の負担に繋がるとなると、浜への混乱が懸念。	ガイドラインが、次世代のスマート水産業の実現に貢献するものであること、データ提供者にもメリットがあることをしっかりと記載する。
関連法令等との関係の整理	- 関連法令・ガイドラインとの整合性や、水産の特殊性・類似性について整理しておくとのよいのではないか。 - 限定提供データの考え方にも触れながら説明すべき。 - 公共の場で行う産業（海運や運輸交通）におけるデータや個人情報の取扱いなどを意識するとよい。	- 委託を受けたベンダーの独自利用の有無、個人情報の取扱い、データの提供関係等について整理する。 - 限定提供データに関する説明を追記する。 - 水産業の特殊性の一つとして、海という公共の場での取組である観点を記載する。
論点別の留意事項	提供データの非保証については、前提として、法令に基づいて提供するデータの正確性の担保の要否による。	正確性の担保の要否について水産庁に確認し、適切な形になるよう対応する。

	「反社会的勢力の排除」という項目を設け、場合によりデータ提供しなくてよいような対応ができるとよい。	解除条項に、反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を含めている。
構成の工夫	冒頭に目的・読み方、当事者に関する記載を置くべき。 「〇〇データ」の言葉の使い方の定義があるとよい。 目的・必要に応じた読むべき箇所を示すと良い。 場面ごとの注意点に関する逆引き等があるとよい。	目的・読み方、当事者、定義等については、冒頭に記載することで、読みやすい構成となるよう配慮する。 目的別の読むべき箇所のガイダンス、逆引き等の工夫については、次年度以降も継続して検討する。
表現上の工夫	重要なところに下線を引く等の工夫があるとよい。 データの発生からのフローに沿い、場面別・関係者別のルール・対応方法が具体的に示されるとよい。 普及員も対応できるような具体的なひな型としたい。	重要箇所が分かりやすいよう適宜マーキングを行う。 フローチャート、FAQ、具体例等については、今年度できる限り対応し、次年度以降もアップデートする。 ガイドラインの普及のための取組も今後検討する。

⑤ 有識者協議会（第9回）

有識者協議会（第9回）では、まず、前回有識者協議会（第8回）の主なご意見とそれを踏まえた対応方向について、それぞれ以下の通り振り返りを行った。

表 7-13 第9回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向

論点	第9回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
ガイドライン案について	「はじめに」がついて、読みやすくなった。 - 逆引きで参照箇所がわかるようにできるとよい。 - 用語については、用語集で定義するようにしてもらいたい	- 逆引きは難しい部分があるので次年度以降対応 - 用語について、今年度盛り込めるものがあれば盛り込む。
タームシート	タームシートにより具体例があるとよい（創出型データなど）	今後対応する。

読み手について	SE などが見て契約書を作るのは難しい。どの場合に、どの契約書を作ればいいのかがわかるようにしてもらいたい。	ガイドライン自体が難しいという部分があるので、次年度以降、ガイドラインに対する注釈などの作成を進める
行政に関する記述	民間の契約のみを対象とすることを明記してもらいたい。	本ガイドラインは行政機関等が民間との契約する際も想定しているので、案のままとする。

⑥ 有識者協議会（第 10 回）

有識者協議会（第 10 回）では、まず、前回有識者協議会（第 9 回）の主なご意見、ガイドライン案に関する了承などを行った。

表 7-14 第 10 回有識者協議会における委員の主な発言と対応方向

論点	第 9 回検討会での委員の主なご発言	左記を踏まえた対応方向（案）
次年度に向けて	- より具体的な場面を整理して、わかりやすくしてほしい。 - 漁業者が読んですぐに理解できるよう、数ページの概要資料などを準備してもらいたい。	- 概要的な資料については次年度作成する。「ポンチ絵」などを使った分かりやすいものを想定する。 - 契約のひな型などを含めて、より個別のシーンに特化したものについては、引き続き検討する。

7. 4 事業成果

本年度の事業成果としては、本報告書の報告において示した内容のほか、水産分野におけるデータ利用のルールに関するガイドラインの骨子（別添）の策定が挙げられる。

7. 5 事業の波及効果と今後の取組

本年度の事業を踏まえて、次年度の実証等においては、基本的には本検討における方針や観点を踏まえた当事者間のルール等の取決めを円滑に進めることが期待される。

また本年度策定したガイドラインを踏まえて、次年度、さらにガイドラインの改定を行うほか普及啓発に係る資料の作成を行うことが期待される。